

# 企画競争説明書

業務名称：ベトナム国中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：23a00738

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年12月6日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベトナム国中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

##### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Nomura.Naoyuki@jica.go.jp](mailto:Nomura.Naoyuki@jica.go.jp)

##### (2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム（監督職員：同チームの課長）

##### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月13日 12時
3	質問への回答	2023年12月18日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年1月9日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年1月18日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの

提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 1 1. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## **1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除**

本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本業務の結果に基づき JICA による円借款事業が実施される場合は、「円借款事業のための調達ガイドライン」に基づき、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強等として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び資機材の調達から原則排除されます。



## 第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項	提案を求める背景
1	想定される本業務の成果に含まれるべき治水対策案	第3条2.(3)根本的洪水リスク削減に資する治水対策の検討	ご提案企業様に提案を示していただくことで、前例にとらわれない具体的な対策案の検討イメージを、どの程度お持ちであるかを予め把握するためです。

2	ベトナム側の治水対策に対する理解促進を図る上での具体的な技術移転の実施方法・工夫	第3条2. (4)根本的な治水対策に対する理解促進、第4条2. (1)③活動3-2:IFMPの下、各ステークホルダーが持つ課題を紹介・議論するためのステークホルダー会議の開催	ご提案企業様に提案を示していただくことで、ベトナム特有課題の認識や理解促進のための具体的な実施方法を予め把握し、提案書の実効性を確認するためです。
3	ベトナムに適したIFMPの理念と構成(案)	第3条2. (4)根本的な治水対策に対する理解促進	IFMP策定にあたっての調査項目を予め把握したいとの意図です。
4	ベトナムの河川行政の現状に鑑みた、獲得すべき行政能力を踏まえ、本案件対象流域を念頭にした時の本邦研修としての候補サイト	第4条2 (2)本邦研修・招へい	ご提案企業様に提案を示していただくことで、現在のベトナム政府の河川行政の問題分析的確性を把握し、またベトナムの特長に応じた実施機関及び関係機関が獲得すべき行政能力や技術力は何で、それを体得するためにどういう行程か確認するためです(従来の研修以上の品質向上に資するものかどうかも確認させていただきます)。

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。

- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### (1)プロジェクト・マネジメント・ユニット(PMU)の設置

ベトナムにおいては、各プロジェクトで設置されるPMUを中心に運営されることが通例であり、本プロジェクトもその想定でいる。また、各成果にタスクチームを設置し、実施機関である 農業農村開発省(MARD: Ministry of Agriculture and Rural Development) 堤防管理・防災局(VDDMA: Vietnam Disaster and Dyke Management Authority)をはじめ、地方省政府機関、研究機関等が主体となって活動を実施していくことを想定している。タスクチームの設置により各担当分野の技術移転対象が明確となり、効果的な能力向上の実施が期待される。そのため、受注者は本プロジェクト開始後にベトナム側とPMU及びタスクチームの運営方法や配置される

担当者について、JICAへ報告・相談のうえ決定する。

## (2) 水文観測機材等の設置・運用

本プロジェクトでは水文観測機材及び災害モニタリング機材、巡視用車両等の調達を予定している(第7条を参照)。水文観測機材はベトナム 水文気象法で専門観測網に分類される水文観測所として設置し、本プロジェクトで予定されている統合洪水管理計画(IFMP: Integrated Flood Management Plan)の策定に活用することを想定している。また、災害モニタリング機材のうちスマート量水標はコミュニティへの早期警戒を促すベトナム側のニーズがあるが、設置箇所は広範囲のコミュニティに寄与すると共に可能な限りIFMPの策定等の河川計画にも利用できるように留意すること。なお、機材の設置や維持管理にあたっては、当地で実績のある企業と連携する等で不備が生じないように留意すること。また、巡視用車両は本プロジェクトの現地調査等への活用を予定している。機器の規格及び数量や車両の詳細な運用方法はベトナム側とJICAへ報告・相談のうえ決定する。

## (3) 根本的洪水リスク削減に資する治水対策の検討<sup>1</sup>

調査対象のVu Gia-Thu Bon 川流域は、山地の区間には発電目的等のダムが複数存在するが中下流には本格的な堤防はなく、またVu Gia 川と Thu Bon 川の接近する点より下流の区間では都市化が進んでおり、流下能力が特に低く、広範に浸水する。また、Thu Bon川の河口部は海岸砂丘やラグーンが形成され、海への排水も難しく、洪水の氾濫が生じやすい条件となっている。加えてThu Bon川河口左岸側では海岸侵食が課題となっていることから、侵食を助長しないよう土砂流動にも配慮する必要がある。さらにVu Gia川とThu Bon川が接近する点では両河川が派川により結ばれているがその流量配分の管理には苦慮しており、治水のみならず水資源配分の観点からも地域の重大関心事となっている。このような条件から、安易に堤防に頼らない当該流域にとって望ましい治水対策の組合せの検討には、日本の知見を超越する相当な知見、創造及び工夫が求められる。そのため、本プロジェクトでは、当該流域で考えうる治水対策(構造物対策を含む)を徹底的に追求し、網羅的な提案を期待するものである。なお、最終的には、実現可能性も踏まえて、ベトナム側およびJICAと対策案を協議し、決めていく。その際、ベトナム側のニーズに傾聴することも重要だが、治水事業としての在り方を協議し、しっかりと説明・交渉することを目指す。その際、適宜JICAと協力する。

## (4) 根本的な治水対策に対する理解促進

本プロジェクトでは、IFMPを策定するが、それらを通じて根本的な洪水リスク削減に資する対策を含んだ治水計画の有効性や重要性について、実施機関を含めた関係機関の理解をより

---

<sup>1</sup> 本業務の成果に含まれるべき根本的洪水リスク削減に資する治水対策案について、前例にとらわれずにプロポーザルで提案すること。

深めていく事を追求する<sup>2</sup>。そのため、本プロジェクトで検討する具体的な治水対策については、相手国側の課題を直視し、対策の効果(当該対策により、計画の目安となる洪水等の際に浸水規模がどのくらい軽減し、人的被害・経済被害がどのくらい変化するのか、ひいては当該対策の費用対効果)をわかりやすく可視化するとともに、日本の類似の条件をもつ河川での教訓等も援用して徹底的に説明、協議を行い、ベトナムで対策が効果的に進められるよう提言方法を検討し提案する。なお、IFMPの内容は別紙4「M/P策定における作業項目案」を参照しつつ、上記も踏まえて、ベトナムに適した項目となるように検討すること<sup>3</sup>。

#### (5) 計画の作成及び実施のための体制の検討

ベトナムでは、省を跨ぐ河川の整備や管理が効果的・効率的に行われていない(行える体制が不十分)との報告もあることや中央政府の傘下の研究所や地方省において種々の計画が検討されていることを踏まえ、効果的・効率的にIFMPを策定・実施できるようにするための体制についても、従来の河川の整備や管理の在り方に固執せず検討し、相手国と説明・協議し、提案・説明・交渉する。その際、適宜JICAと協力する。

#### (6) プレF/S

本プロジェクトでは有償資金協力事業を想定した構造物対策のプレF/Sを予定しているが、IFMP策定を通して本プロジェクトで定められる治水対策の優先事業に対してのみ実施される。優先事業はベトナム側及びJICAとの協議の上決定される。なお、IFMPで定められる事業全てに対してプレF/Sを実施することは想定していない。

#### (7) 国内関係機関との連携

当該流域では「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」によりダム再生の案件化に向けた調査が実施されている。IFMPの策定にあたって必要に応じて、JICAと協議の上、国内関係機関と連携して検討を進めること。

#### (8) 環境社会配慮

本プロジェクトで実施するプレF/Sは現時点では実施箇所や施設規模等が確定していないことから、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」において暫定的にカテゴリBに分類されている。プレF/S検討開始前に現地踏査を含めた情報収集を行い、カテゴリの変更要否を確認すること。

#### (9) 仙台防災枠組 2015-2030 への貢献

---

<sup>2</sup> ベトナム側の治水対策に対する理解促進を図る上での具体的な技術移転の具体的な実施方法・工夫(ステークホルダー会議の運用方法も含む)をベトナム特有課題の認識を踏まえてプロポーザルで提案すること。

<sup>3</sup> ベトナムに適していると考えられるIFMPの理念と構成項目案をプロポーザルで提案すること。

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組2015-2030(Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030)」を踏まえ、ベトナムが仙台防災枠組の達成に取り組むための材料として、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し各報告書に記載する。仙台防災枠組では「強靱化に向けた防災への投資」が掲げられており、本プロジェクトを通じ関係者の中で仙台防災枠組への理解が浸透するよう、働きかける。

#### (10) 会議の開催支援

受注者は、本プロジェクトに関連し開催される以下の会議の開催支援、参加、会議資料及び議事録の作成を行うものとする。

- ・ 報告書作成の機会等を含め、JICAの担当部及びJICAベトナム事務所への進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の報告
- ・ 現地で開催するJoint Coordination Meeting (JCM)における業務進捗の報告及び実施計画の説明

#### (11) 広報活動

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をベトナム側及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクト開始後、積極的かつ効果的な広報に努める。広報活動にはプロジェクトページの作成等を含む

(<https://www.JICA.go.jp/vietnam/office/activities/jissi.html>)。

#### (12) JICA専門家との協力

MARD/VDDMAにはJICA個別専門家「防災アドバイザー」を派遣し、MARD/VDDMAへの助言、知見の共有により中央及び地方省の関係部局の防災マネジメント能力の向上、組織体制の強化に係る支援を行っている。本案件実施の要所で同専門家から助言がある予定であるため、これに十分に対応するとともに、適時・適切な情報共有を行うこととし、密接な連携・協力を行うこと。なお、同専門家には本来業務があるため、同専門家に過度の負担がかからないよう留意すること。同専門家の業務内容は別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」を参照すること。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① ステージ1: 対象流域における基礎調査及び必要な機器(水文観測機材、災害モニタリング機材)の提供・設置

活動1-1: 治水に関連する既存の政策、戦略、計画、文書及び理念の整理

- 活動1-2: 気候変動の影響評価を含む基礎的なデータ及び情報の分析
- 活動1-3: 既存のIFMPと水文モデルのデータベースの整理
- 活動1-4: 水文観測機材や災害モニタリング機材の企画・提供・設置
- 活動1-5: 流出氾濫解析モデル構築のための基礎的な水文解析
- 活動1-6: 土地利用規制や重要インフラの開発計画、環境社会配慮といった都市計画の観点での洪水リスク適応戦略の予備的な議論の実施
- 活動1-7: 環境・社会影響についての基礎調査の実施
- ② ステージ 2: 当該流域における洪水ハザード・リスク評価と IFMP の策定
- 活動2-1: IFMPの方向性や必要事項について、ステークホルダーとの合意形成
- 活動2-2: IFMP策定のための計画規模や確率降水量等の条件設定
- 活動2-3: 活動1-5の成果に基づく対象流域に対する洪水リスク分析
- 活動2-4: IFMPの策定(計画条件に基づくリスク評価と優先プロジェクトの構造物対策のためのプレF/S<sup>4</sup>を含む)
- 活動2-5: 代替案の分析、環境・社会影響の予測・評価、緩和策とモニタリング計画の策定を含む、既存データや簡易な現地調査など入手可能な情報に基づく、Initial Environmental Examination (IEE)相当の調査の実施
- 活動2-6: コミュニティ防災を強化するための知識の向上
- ③ ステージ 3: 治水対策を効果的に実施するための関係機関間の協力体制の構築
- 活動3-1: 洪水リスク軽減対策を効率的に実施するための既存の実施体制及び法的枠組みに関する課題分析
- 活動3-2: IFMPの下、各ステークホルダーが持つ課題を紹介・議論するためのステークホルダー会議の開催
- 活動3-3: 対象流域で効果的かつ上流下流バランスのとれた治水対策の実施を可能にするための関係機関間の協力体制の構築
- 活動3-4: 洪水リスク軽減のための実施体制の提言、及び複数の省にまたがる効果的な治水対策を可能にするための対象流域のIFMPに関するマニュアルの策定

ステークホルダー会議の想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	約3回
対象者	関係機関
参加者数	約30名/回

<sup>4</sup> 本プレF/Sの中で有償資金協力事業を想定して詳細設計を行う

開催期間	約1日/回
実施場所	未定
実施形態	対面・オンライン併用

※ただし、本プロジェクトは中央政府と地方省の間の連携を促すものであり、開催回数などは上記によらない。最適と考える方法をプロポーザルにて提案すること。

## (2)本邦研修・招へい<sup>5</sup>

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	実施機関等
参加者数	約8名/回
研修日数	約7日(移動日を含む)/回

## (3)その他

### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体: CD-ROM(CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を

<sup>5</sup> 現在のベトナム政府の河川行政の問題分析的的確性を把握し、またベトナムの特長に応じた実施機関及び関係機関が獲得すべき行政能力や技術力は何で、それを体得するために、本案件対象流域を念頭にした時の本邦研修としての候補サイトをプロポーザルで提案すること。



発注者と協議)

- 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## ② ベースライン調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

## ③ インパクト評価の実施

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

## ⑤ エンドライン調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
2. マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
3. 主な調査項目は、以下のとおり。
  - 1) 政策、計画等の目的・目標の検討
  - 2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
    - a. 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - b. 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
    - c. 関係機関の概要
  - 3) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
  - 4) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
  - 5) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
  - 6) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - 7) 影響の予測
  - 8) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPPレベル)
  - 9) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - 10) モニタリング方法の検討

- 11) (優先プロジェクトの提案を行う場合は)優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコアリング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
- 12) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5を参照のこと。)

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
プロGRESSレポート	業務開始時に発注者と協議し決定する	英語	電子データ	
インテリムレポート	業務開始時に発注者と協議し決定する	英語	電子データ	
ドラフトファイナルレポート	契約履行期限末日の3か月前	日本語	電子データ	
ファイナルレポート	契約履行期限末日の1か月前	日本語	製本	4部
			CD-R	4枚
		英語	製本	9部
			CD-R	9枚
		越語	製本	9部
	CD-R	9枚		

業務実施報告書	契約履行期限末日の1 か月前	日本語	電子データ	
---------	-------------------	-----	-------	--

- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

各報告書の記載内容、作成手順、留意事項は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) インセプションレポート

以下の項目を含む内容で作成する。その際、詳細計画策定調査報告書・収集資料、インターネットによる公開情報等の入手可能な関連する既存資料を収集・レビューする。その上で、現地調査時にベトナム関係機関に確認すべき事項を整理する。現地調査においては、以下の既存資料を収集・整理するとともに現地踏査を行う。

- ・ 自然条件(地形(LiDAR データ)、河道、深淺汀線、地質、気象、水文、海象、潮位、土砂生産・流出・流下土砂量、河床変動)
- ・ 社会条件(人口、資産、公共施設、土地利用など)
- ・ 水関連災害の記録
- ・ 河川構造物、海岸構造物
- ・ 雨水排水施設諸元
- ・ 洪水被害、洪水痕跡
- ・ 洪水対策計画・雨水排水計画・海岸保全計画の構造物対策・非構造物対策に係る実施機関と現状

#### (3) プロGRESSレポート

「成果1」の検討結果を、PROGRESSレポートとして取りまとめ、JICA及び先方政府(Steering Committee)に提出・協議を行い内容についての合意を得る。

#### (4) インテリムレポート

「成果1」及び「成果2」におけるIFMPと優先プロジェクトの選定結果を含む内容をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得てから、先方政府に提出・協議し、ベトナム国政府からの了解を得る。

#### (5) ドラフトファイナルレポート

これまでの調査結果をもとにドラフトファイナルレポートを作成する。ドラフトファイナルレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得た後、先方政府に提出し説明・協議を行う。

- ①ドラフトファイナルレポートをベトナム側関係者に説明し、内容につき協議・確認する。
- ②ベトナム側関係者のコメントに対応し、ファイナルレポート作成へ向けて、必要な修正案について協議・確認する。
- ③ファイナルレポート作成にあたり、必要に応じて、追加情報・データの収集を行う。
- ④環境・社会配慮面の追加確認、住民移転計画書及び環境配慮関連文書のベトナム側の政府承認手続き等の支援を行う。

#### (6)ファイナルレポート

ドラフトファイナルレポートに対するベトナム国側関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、ファイナルレポートを作成しJICAに提出する。

(※)ファイナルレポートには概略事業費の記載があるため、JICAの判断で公開制限を行うことがある。この場合、調査完了後直ちに調査内容を公開するために要約版は、先行公開版と公開制限版の2種類を作成し、先行公開版には概略事業費と事業費を類推できる情報を記載しないことを留意の上、作成する。

#### (7)業務実施報告書

ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナルレポートにも添付する。

#### (1)IFMPに関するマニュアル

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1)今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2)今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3)詳細活動計画(WBS等の活用)
- (4)活動に関する写真

## 第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。受注者は調査の中で発注者・受注者協議の上で仕様詳細を決定する。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	河川断面測量	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-5に必要なもの	1	定額見積
2	環境社会配慮調査	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動2-5に必要なもの	1	定額見積

#### 第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	数値標高データ	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-5等に必要なもの。 Vu Gia-Thu Bon川流域 11,208km <sup>2</sup> , 5mメッシュを想定。	1	事業用物品	定額計上
2	河川水位計	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。 レーダー式、商用電源を想定。 水文観測機材	8	事業用物品	定額計上
3	スマート量水標	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。 水位センサー、バッテリー式を想定。 災害モニタリング機材	3	事業用物品	定額計上

4	簡易型河川監視カメラ	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。簡易型な河川監視カメラを想定。災害モニタリング機材	3	事業用物品	定額計上
5	ソフトウェア	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。河川水位計、スマート量水標、簡易型河川監視カメラに必要なサーバー及びモニタリングソフトウェア。	1	事業用物品	定額計上
6	災害モニタリング用機材一式	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。 デスクトップパソコン、ノートパソコン、河川観測用備品(測量用スタッフ、測距計等)を想定。 災害モニタリング機材	1	事業用物品	定額計上
7	巡視用車両	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-4等に必要なもの。 4WD、巡視用車両	2	事業用物品	JICAベトナム事務所での調達を想定しているため見積には含めない

#### 第8条

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 【別紙1】

業務主管部門名：地球環境部  
課名：防災グループ防災第一チーム

### 案件概要表

#### 1. 案件名(国名)

国名：ベトナム社会主義共和国(ベトナム)

案件名：中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト

Project for Flood Damage Restoration and Formulation of a Flood Prevention and Control Master Plan in the Central Region

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナムはモンスーンによる影響を強く受けやすく、熱帯低気圧や台風、集中豪雨等が発生しやすい気象条件から、アジア太平洋地域においても最も災害が多い国の一つである。特に、台風襲来が集中する9～11月には、ベトナム全土で深刻な洪水が発生し、当国の経済発展を妨げてきている(JICA、2018)。

ベトナム政府は2013年に防災法を制定し、2020年には国家防災計画及び地方防災計画において統合洪水管理計画(Integrated Flood Management Plan<sup>6</sup>。以下「IFMP」という。)を作成すべく防災法を改定している。また、2021年3月、国家防災戦略(2021-2030年)が首相によって承認され、同戦略実施計画(2021-2025年)も策定済である。同計画は、「自然災害被害の事前対応及び削減に向け、自然災害の予防・コントロール、気候変動適用に向けた能力向上を図る」ことを目指し、「法、政策の策定・適用、防災意識の啓蒙、自然災害の予防に関するマスタープラン及び計画策定、国際協力の推進と科学技術の適用、インフラ投資」に関する行動を特記している。また、実施予算については、農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development。以下「MARD」という。)が各省庁に実施スケジュール策定、国家予算配分等と呼び掛け、地方省に対しては防災法を通じて地方防災基金の活用などを促している。

ベトナム中部地域は沿岸域を中心に都市化が進み、フエ、ダナン、ホイアンという都市が最下流部に位置している。これら地域は、台風の通過ルートに位置し、年平均降雨量が3,000mmを超える。2020年に発生した台風のうち14個が9月下旬～11月上旬に集中的に発生し、うち9個の台風は中部沿岸地域に到来している。短期間で多数の台風が到来したことにより、当該地域では記録的な洪水や地すべり、土石流により人的被害や交通インフラへの影響も報告され、死者・行方不明者249名、家屋崩壊1,531戸、家屋損傷239,341戸、浸水473,499戸の被害が出ている。

特に、中部地域を流れる河川の中でも、ダナンとホイアンを流域に持ち、ダナン市とクアンナム省にまたがるVu Gia-Thu Bon川流域は、山地の区間には発電目的等のダムが複数存在するが中下流には本格的な堤防はなく、またVu Gia川とThu Bon川の合流接近する点より下流の区間では都市化が進んでおり、流下能力が特に低く、広範に浸水する。また、Thu Bon川の河口部は海岸砂丘やラグーンが形成され、海への排水も難しく、洪水の氾濫が生じやすい条件となっている。加えてThu Bon川河口左岸側では海岸侵食が課題となっていることから、侵食を助長しないよう土砂流動にも配慮する必要がある。さらにVu Gia川とThu Bon川が接近する点では両河川が派川により結ばれているがその流量配分の管理には苦慮しており、治水面のみならず水資源配分の観

<sup>6</sup> 現在ベトナムで運用されているIFMPは、現存する災害リスクを如何にManage(管理)し、被害最小化を目指すかに焦点が当たっている。一方、仙台防災枠組に沿った場合、今後発生し得る新たな災害リスクを含めたReduction(削減)に焦点を当て、抜本的な治水対策実施を可能にする計画に改める必要があると判断している。

点からも地域の重大関心事となっている。2020年の同洪水でも経済損失は80百万USDを超過し、当該地域に大きな影響を与えた。このような低平地の条件から安易な堤防構築ではない当該流域にとって望ましい治水対策の組み合わせは相当な知見と工夫が必要である。

ベトナム政府は、仙台防災枠組に関連して洪水リスク削減に重きを置いている。このようなことから、Vu Gia-Thu Bon川流域における洪水ハザード・リスク評価、包括的な洪水管理計画策定及び優先プロジェクトのフィージビリティ調査の実施を通じたMARDの河川整備に係る能力強化を図る「中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」(以下「本事業」という。)は上記戦略実施計画を通じて、国家防災戦略(2021-2030)に貢献するものとして位置付けられている。

(2) 防災セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2017年12月)は「脆弱性への対応(成長の負の側面への対応)」を重点分野とし、「気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応」を行うこととしている。また、対ベトナム社会主義共和国JICA国別分析ペーパー(2020年6月)においても、「防災・気候変動への対応」を重点課題としていることから、本事業はこれら分析・方針に合致する。また、本事業はSDGsのゴール1「あらゆる形態の貧困撲滅」、ゴール11「持続可能な都市」、ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」等の達成に資する。

加えて、本事業では気候変動影響を含めた洪水リスク評価と河川計画策定を通じ、洪水リスク削減に資する事業検討までの一連のプロセスに係る能力開発により事前防災投資の促進を目指すものであり、グローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力方針の一つである「事前防災投資実現」に資する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、2015-2017年に、中部地域10省における8流域(Ma川、Ca川、Vu Gia-Thu Bon川流域、Tra Bong-Tra Khuc-Ve川流域、Gianh川、Thach Han川、Kone-Ha Thanh川流域、Dinh川)において流域規模の統合災害リスクマネジメント計画(River Basins-Wide integrated Disaster Risk Management Plan)の策定支援を行っており、2018-2021年には緊急復興ローン「Emergency natural disasters recovery in some central provinces」のコンポーネント2「Enhancing natural disaster prevention capacity」を通じて、中部地域3流域(Ba川、Cai-Ninh Hoa川、Cai-Nha Trang川)のIFMPと地方防災計画の統合に向けたガイドライン策定を支援している。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、中部地域の対象流域において、洪水ハザード・リスク評価、IFMP策定及びIFMPに基づいた治水対策の実施体制整備を行うことにより、ベトナム政府による事前防災投資が増加し、根本的な洪水リスク削減に寄与する。

(2) 総事業費

約3.0億円

(3) 事業実施期間

2024年3月～2027年2月を予定(計36カ月)

(4) 事業実施体制

責任機関：MARD 堤防管理・防災局(VDDMA: Vietnam Disaster and Dyke Management Authority)

関係機関：MARD水資源計画研究所、天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment) 気象水文総局(Vietnam Meteorological and Hydrological



Administration)、当該地域地方省農業農村開発局(Department of Agriculture and Rural Development)

(5) インプット(投入)

1) 日本側

① 調査団員派遣(合計約 39 人月):

- (ア) 業務主任者／洪水対策
- (イ) 治水計画
- (ウ) 水文観測機器
- (エ) 洪水リスク分析
- (オ) 河川構造物設計
- (カ) 非構造物対策
- (キ) 土地利用・都市計画
- (ク) 組織・法制度
- (ケ) 経済分析
- (コ) 環境社会配慮
- (サ) 本邦研修

② 研修員受入れ(河川計画、洪水対策)

③ その他: 機材供与(水文観測機材、災害モニタリング機材、巡視車両等)

2) ベトナム側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象(対象分野、対象規模等)

対象分野: 防災

対象地域: Vu Gia-Thu Bon川流域(流域面積11,280km<sup>2</sup>、流域人口約180万人)

裨益者: Vu Gia-Thu Bon川流域に居住する住民

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAはベトナム中部地域において技術協力「中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト」(2009年-2012年)を実施し、「地方政府」、「早期警報体制」及び「コミュニティ防災」に焦点を当て、トゥアティエンフエ省のIFMPを作成する等の協力を行った。後続の技術協力「災害に強い社会づくりプロジェクト」(2013年-2016年)では、地方省の活動を中央政府に集約し、IFMP普及のための体制整備や省庁間連携を図った。本事業は、洪水リスク削減により焦点を当てるというベトナム政府の考えに沿い、従来のIFMPとの相違点を明確にし、新たなIFMPのあり方を検討するものである。また、無償資金協力「水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの運用及び効果的な洪水管理計画」(G/A締結2017年)において、フエ市に流れ込むHuong川流域で水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの運用及び効果的な洪水管理を進めており、ダム運用も選択肢とした流域全体の管理方法を本事業でも検討する。

なお、防災セクターにおけるその他事業では、技術協力「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」(2021年-2024年)、技術協力「気象予測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト」(2018年-2023年)に加え、

有償資金協力「衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業(I)(II)」(2011年、2022年L/A調印)も実施中である。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

特になし。

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: B

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可: 本格調査にて確認

④ 汚染対策: 本格調査にて確認

⑤ 自然環境面: 本格調査にて確認

⑥ 社会環境面: 本格調査にて確認

⑦ その他・モニタリング: 本格調査にて確認。なお、詳細計画策定調査で、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施しており、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

### 2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量変化等のインパクトも考慮して治水対策を強化するものであり、気候変動への適応に貢献する。また「仙台防災枠組(2015-2030)」における「優先行動3: 強靭化に向けた防災への投資」に貢献する。

### 3) ジェンダー分類: 【対象外】■(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な投入や取組の設定に至らなかったため。ただし、ベトナム政府の事業実施におけるジェンダー視点に立った事例の有無・内容や、実施機関職員のジェンダーバランスの改善やジェンダーに配慮した施設整備などのジェンダー主流化ニーズを確認する予定。

## (9) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

### (1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)

ベトナム政府による事前防災投資が増加し、根本的な洪水リスク削減に寄与する。

### (2) アウトプット

成果1 対象流域における洪水ハザード・リスク評価が実施される。

成果2 対象流域における災害リスク削減に資するIFMPが策定される。

成果3 IFMPに基づいた治水対策の実施体制が整備される。

### (3) 調査項目

## ステージ1: 対象流域における基礎調査及び必要な機器(水文観測機材、災害モニタリング機材)の提供・設置

- 1-1 治水に関連する既存の政策、戦略、計画、文書及び理念の整理
- 1-2 気候変動の影響評価を含む基礎的なデータ及び情報の分析
- 1-3 既存のIFMPと水文モデルのデータベースの整理
- 1-4 水文観測機材や災害モニタリング機材の企画・提供・設置
- 1-5 流出氾濫解析モデル構築のための基礎的な水文解析
- 1-6 土地利用規制や重要インフラの開発計画、環境社会配慮といった都市計画の観点での洪水リスク適応戦略の予備的な議論の実施
- 1-7 環境・社会影響についての基礎調査の実施

## ステージ2: 当該流域における洪水ハザード・リスク評価とIFMPの策定

- 2-1 IFMPの方向性や必要事項について、ステークホルダーとの合意形成
- 2-2 IFMP策定のための計画規模や確率降水量等の条件設定
- 2-3 調査項目1-5の成果に基づく対象流域に対する洪水リスク分析
- 2-4 IFMPの策定(計画条件に基づくリスク評価と優先プロジェクトの構造物対策のためのP/F/Sを含む)
- 2-5 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討、優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング
- 2-6 コミュニティ防災を強化するための知識の向上

## ステージ3: 治水対策を効果的に実施するための関係機関間の協力体制の構築

- 3-1 洪水リスク軽減対策を効率的に実施するための既存の実施体制及び法的枠組みに関する課題分析
- 3-2 IFMPの下、各ステークホルダーが持つ課題を紹介・議論するためのステークホルダー会議の開催
- 3-3 対象流域で効果的かつ上流下流バランスのとれた治水対策の実施を可能にするための関係機関間の協力体制の構築
- 3-4 洪水リスク軽減のための実施体制の提言、及び複数の省にまたがる効果的な治水対策を可能にするための対象流域のIFMPに関するマニュアルの策定

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ・ 世界的な感染症等の感染拡大により極端な国境閉鎖が実施されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

タイ王国向け技術協力「バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト」(2013年3月～2015年9月)の事業完了報告書(評価年度2015年度)では、都市レベルのマスタープラン策定には数多くの利害関係者が存在し、これらの調整・取り纏めには十分な投入と時間が必要であることが提言されている。また、同案件立上げ当初に想定したスケジュールでのマスタープラン策定が困難であることが判明したことから、議論の早い段階から認識共有とコンセンサス形成を行ったことで、その後の技術検討等一連の作業を円滑に進めることができたとしている。

本事業も洪水リスク削減に向けた河川整備計画は、複数地方省をまたぐ大規模流域を対象と

するため、関係機関が多岐にわたる。それ故、中央政府の調整機能及びリーダーシップにより他省庁または地方省政府双方を巻き込み、各関係機関とのネットワーク構築・連携を図り、今後自律的にその中央政府の機能が維持されるようなメカニズムの検討を行う。

## **7. 評価結果**

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、治水計画の策定を通じて災害リスク削減及び水利用改善に資するものであり、SDGsのうち、ゴール1「あらゆる形態の貧困撲滅」、ゴール11「持続可能な都市」及びゴール13「気候変動」等に貢献すると考えられることから、事業実施の妥当性は高い。

## **8. 今後の評価計画**

### (1) 事後評価に用いる基本指標

(提案計画の活用状況)

対象地域においてIFMPに基づく洪水対策事業の実施に向けた準備が進められる。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後          事後評価の実施

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

## (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### （6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上



## M/P策定における作業項目案

選定された流域におけるM/P策定における想定される作業項目には以下を含む

- (1) 既存資料のレビュー及び基礎情報の収集・整理
- (2) 既往洪水対策の評価
- (3) 河川測量
- (4) 河床材料調査
- (5) 水文統計解析
- (6) 計画規模、計画対象降雨の設定
- (7) 流出解析の初期検討
- (8) 河川構造物等の調査
- (9) 設計基準の提案
- (10) 評価軸の提案
- (11) 環境社会配慮
- (12) 事業実施／運営・維持管理体制の調査と提案
- (13) 治水計画の初期検討の評価
- (14) 河川境界の設定案の作成
- (15) 土質地質調査
- (16) 流出解析
- (17) 氾濫解析
- (18) 河床変動解析
- (19) 構造物対策の基本設計案の作成
- (20) 非構造物対策の現状の評価
- (21) 非構造物対策の検討及び提案
- (22) 優先プロジェクトの選定
- (23) 整備手順
- (24) 事業効果の提示方法の検討及び提案

## (参考)別途派遣する専門家の業務内容

## &lt;指導科目&gt;

防災アドバイザー

## &lt;派遣の目的&gt;

MARD/VDDMAへの助言、知見の共有により中央及び地方省の関係部局の防災マネジメント能力の向上、組織体制の強化を図る。

## &lt;活動内容&gt;

- 1-1 防災マネジメント(戦略、計画、法整備など)に関する日本及び国際機関の情報・知見の収集と共有を行う
- 1-2 VDDMA が開催及び参加するセミナー及びワークショップの運営を支援し、関係者間の知見共有、JICA 事業の情報発信を促進する
- 1-3 仙台防災枠組モニタリングの実施を支援する
- 1-4 事前防災投資の促進に向けて技術的助言及び指導を実施する
- 2-1 仙台防災枠組を踏まえた治水計画、土砂災害リスク削減計画等各種計画の策定を支援する
- 2-2 地方防災計画の改善を支援する
- 2-3 各種計画に記載される対策実施に関連する日本の事例の紹介や技術的助言を行う
- 2-4 地方防災計画の策定支援を通じてVDDMAの能力向上を支援する
- 3-1 連携強化を図る(他ドナーの動向確認、ベトナム防災分野の情報収集等)
- 3-2 実施中及び新規プロジェクトの支援及びJICA研修事業の効果的活用について支援を行う(北部山岳地域土砂災害対策及び中部洪水対策等)
- 3-3 災害時等、現地におけるニーズの確認、JICAから可能な支援について情報提供を行い、BBB(Build Back Better)の実施に向けた技術的助言及び指導を実施する

## &lt;期待される成果&gt;

1. VDDMA の防災マネジメント能力が強化される
2. 地方防災計画、治水計画、土砂災害リスク削減計画等各種災害リスク削減に資する計画が策定され、実施される
3. 日本及び他ドナーとの連携が強化される

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：洪水対策マスタープラン、洪水対策に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2024年3月より業務を開始し、全体期間は2027年2月までの36か月とする。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 39.00 人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.0を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数を目途 全30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 河川断面測量
- 環境社会配慮調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- R/D
- 詳細計画策定調査結果 M/M

- ベトナム国「中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

## 2) 公開資料

- ベトナムにおける JICA の防災分野の協力  
[https://www.jica.go.jp/Resource/vietnam/office/others/pamphlet/ku57pq0000221kma-att/disaster\\_prevention\\_ja.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/vietnam/office/others/pamphlet/ku57pq0000221kma-att/disaster_prevention_ja.pdf)
- 全世界「治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」  
[https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617\\_000\\_12335386.html](https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_000_12335386.html)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提

案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### 【上限額】

179,740,000円(税抜)

なお、定額計上分 66,695,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合

は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	河川断面測量に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	37,000,000円	河川断面測量費一式	再委託
2	環境影響評価調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	3,000,000円	環境調査費一式	再委託
3	資料等翻訳費	第2章 特記仕様書（案） 第5条 報告書等 2. 技術協力作成資料	2,000,000円	越語報告書の翻訳費一式	一般業務費
4	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（2）業務量目途と業務従事者構成案	5,945,000円	直接経費と受入期間の業務人月1.0人月の報酬	報酬 国内業務費
5	数値標高データ	第2章 特記仕様書（案） 第7条 機材調達	1,200,000円	数値標高データ一式	機材費

6	河川水位計	第2章 特記仕様書(案) 第7条 機材調達	5,600,000円	河川水位計一式	機材費
7	スマート量水標	第2章 特記仕様書(案) 第7条 機材調達	1,950,000円	スマート量水標一式	機材費
8	簡易型河川監視カメラ	第2章 特記仕様書(案) 第7条 機材調達	3,600,000円	簡易型河川監視カメラ一式	機材費
9	ソフトウェア	第2章 特記仕様書(案) 第7条 機材調達	3,000,000円	ソフトウェア一式	機材費
10	災害モニタリング機材用経費	第2章 特記仕様書(案) 第7条 機材調達	3,400,000円	災害モニタリング機材一式	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAが想定している渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ハノイ(ベトナム航空)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙: プロポーザル評価配点表



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)